

2018

Nov, Vol. 186

News Letter

— 目 次 —

Wi-Fi 6 (IEEE802.11ax)

AIoT 家電の力で家事の生産性改革

組織階層別財務諸表のススメ

Windows Server 重複除去機能について

Plaza-i 機能ご紹介ー施工プロジェクト機能

Plaza-i 機能ご紹介ー商品マスター外部データ取込

Plaza-i 消費税改正に向けて (2019年10月10%施行予定) 2

最新の Plaza-i バージョン情報

国内投資 (賃上げ・設備投資) の加速化に向けて

所得税の確定申告

◆年末年始のお知らせ◆

誠に勝手ながら、下記の期間、年末年始のお休みとさせていただきます。
新年は7日より、通常営業を致します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【 B A 】 12/29(土) ~1/6(日)

28日の営業時間は17:00迄とさせていただきます。

【 あいわ 】 12/29(土) ~1/6(日)

28日の営業時間は12:00迄とさせていただきます。

〒140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3階

(株)ビジネス・アソシエイツ TEL03-5495-9961 FAX03-5495-9962

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階

あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Wi-Fi 6 (IEEE802.11ax)

「Wi-Fi 6」は、現在、規格策定中の次世代無線 LAN です。従来、「IEEE802.11ax」の名前で呼ばれていましたが、10月3日、名称を「Wi-Fi 6」とすることが、Wi-Fi Alliance から発表されました。末尾の数字の「6」は、第六世代の無線 LAN 規格であることを示します。また、現行規格の「IEEE802.11ac」は、名称が「Wi-Fi 5」に変更になります。

Wi-Fi 5 と Wi-Fi 6 の比較

	Wi-Fi 5 (IEEE802.11ac)	Wi-Fi 6 (IEEE802.11ax)
電波	5GHz 帯のみ	5GHz 帯、および 2.4GHz 帯
通信速度 (80MHz 幅、1 ストリーム)	433.3Mbps	600.4Mbps
最大通信速度 (160MHz 幅、 8 ストリーム)	6933Mbps	9607Mbps
MU-MIMO	下り通信のみ 最大 4 ユーザ	上り・下り、両方 最大 8 ユーザ

電波

Wi-Fi 6 は、2.4GHz 帯の電波もサポートされます。2.4GHz 帯の電波は、無線 LAN 以外にも、多くの機器（電子レンジなど）が使用しており、混雑しているため、あまり使い勝手がよくありません。

しかし、周波数の低い電波は、周波数の高い電波よりも、遠くまで届き、かつ、障害物による電波の減衰が相対的に少ない特徴があります。状況によっては、2.4GHz 帯の使用を検討しても良いでしょう。

通信速度

Wi-Fi 6 の通信速度は、現行規格の Wi-Fi 5 より、概ね 1.4 倍ほど高速になります。

上記表の 80MHz 幅、160MHz 幅とは、通信に使う電波の帯域幅です。広い帯域を確保でき

れば、一度に多くのデータを流せるため、高速な通信が可能になります。Wi-Fi 5、Wi-Fi 6 とも、規格上の帯域幅は最大 160MHz です。

ストリームとは、通信に使うアンテナの本数のことです。多くのアンテナを搭載した機器であれば、より高速な通信が可能になります。Wi-Fi 5、Wi-Fi 6 とも、規格上は、最大 8 ストリーム（アンテナ 8 本）まで対応しています。

最大通信速度の数字に注目すれば、1000Mbps の有線 LAN (1000baseT) よりも高速なように見えます。

しかし、人口密集地や空港に近い地域等では、160MHz の帯域幅を確保することは困難と思われます。アンテナの設置場所や消費電力の問題から、無線 LAN 子機のストリーム数は 2~3 の端末が多くを占めています。現在、販売されている無線 LAN 親機は、ストリーム数は 2~4 程度です。上記のストリーム数は、Wi-Fi 5 の話ですが、Wi-Fi 6 でも、アンテナ設置場所や、ストリーム数を増やすことによる消費電力の増加の問題は同様ですので、Wi-Fi 6 でも同じ傾向になると思われます。

Wi-Fi 6 は、80MHz 幅、3 ストリームの場合、1801Mbps の速度になりますが、無線 LAN の通信は、有線 LAN の通信よりもオーバーヘッドが大きいため、1801Mbps の無線 LAN は、1000Mbps の有線 LAN と、あまり変わらない実効通信速度になると想定されます。（詳細は 2017 年 11 月のニュースレターをご参照ください。）

MU-MIMO

MU-MIMO とは、複数台の端末が同時に通信する場合におけるレスポンスの低下を抑制する技術です。電波の帯域を分割することにより、複数のユーザと同時に通信を行います。帯域を分割して通信する関係上、ユーザ 1 人あたりの通信速度は低下しますが、順番待ちの必要がなくなるため、レスポンスの低下を抑制する効果があります。

Wi-Fi 5 では、MU-MIMO を適用できるのは下り方向の通信のみでしたが、Wi-Fi 6 では、上り・下り、両方の通信に MU-MIMO を適用できるようになり、さらに、最大 8 ユーザの同時通信が可能になります。

AIoT 家電の力で家事の生産性改革

はじめに

最近、オリエンタルラジオの中田さんが「良い夫やめた」と宣言してネットでは話題になっていましたが、その中で、「自分でやらなくても家事はアウトソーシングすれば良い」というようなことを言っていました。特に子供がいる家庭では、生活における家事の負担は大きいですが、費用面を考えると、なかなかアウトソーシングという選択はできません。しかし、最近の賢い家電であれば、少し頑張れば一般的な家庭でも手が届きます。今回は、実際に使ってみて家事の生産性向上に効果があると感じた家電「ヘルシオ ホットクック」をご紹介します。

ヘルシオ ホットクックでできること

筆者は 3 人の小さい子供がいる 5 人家族です。子供がいると家事の量が多くなるだけでなく、特に子供が小さい場合は、家事に集中できる時間が取れません。何とかして家事の負担を減らすことができないかと思い、勝間和代さんの「勝間式 超ロジカル家事」という本を読みました。その中で、これは使えるかも、と思ったのが「調理家電をフル活用」という内容でした。それをきっかけに知ったのが、シャープの「ヘルシオ ホットクック」（以下、ホットクック）という家電でした。アマゾンで 6 万円弱だったので、決して安いものではありませんが、思い切って購入してみました。

ホットクックは、食材を入れておけば、自動で調理をしてくれる家電です。ホットクック用のメニューがあり、そのメニュー通りに切った食材と調味料を準備します。準備した食材等をホットクックの鍋に入れて、メニューを選択して調理をスタートすれば、ホットクックが加熱してくれます。火加減を自動でコントロールしてくれるだけでなく、「まぜ技ユニット」というかきまぜ機能が付いており、加熱中のかきまぜも自動でやってくれます。そのため、ほったらかしでも、鍋に焦げ付いたりすることはありません。

このように、食材を準備すれば、あとはホットクックが作ってくれますので、確実に時短になります。ホットクックがすごいのは、時短に

なるだけでなく、誰でもおいしくできる点にあります。怒られるかもしれませんが、料理が得意な人を除けば、ホットクックの方がきっと上手だと思います。更に、ホットクックは水なしで調理できるので、食材本来のおいしさが凝縮し、栄養素が通常の料理よりも多く残ります。「ヘルシオ」という名前の通り、おいしいだけでなく、健康にも良いそうです。また、最長 12 時間保温ができるので、直前まで保温しておけば、温かい状態で食べられます。油がはねたりしないので、周りが汚れない点もメリットです。

無線 LAN 対応版のホットクックでは、新しいメニューをホットクックにダウンロードすることができますので、メニューが少なくて困るということもありません。豊富なメニューのおかげで、普段なら自分では作らないであろう料理も手軽にでき、料理の幅が広がるのも良いところだと思います。

予約機能も付いており、出かける前にホットクックに食材をセットしておけば、帰宅後にすぐに出来立ての状態を食べることができます。最大で 15 時間の予約調理設定が可能なのですが、最初に加熱して食品が腐敗しやすい温度を避けて保温してから、最後に仕上げるので、食中毒などを心配せずに予約することができます。無線 LAN 対応版では、「COCORO KITCHEN」というスマホアプリと連動でき、帰宅が遅くなってしまった場合なども、スマホで出来上がり時間を変更できます。

安くはなさそうですが、ヘルシオデリという、メニューに合わせて下ごしらえをした食材と調味料などがセットになった料理キットを宅配してくれるサービスもあるようです。ここまできると、買って、鍋に入れて、食べた後にホットクックを洗うだけ、になります。

シャープは、AIoT という AI と IoT を組み合わせた造語を提唱しています。IoT でインターネットに家電を繋いで情報を集め、AI で最適な提案をするそうです。ホットクックも、「今日の料理は星いくつですか？」と聞いてきて、料理の好みを集計しています。また、集めた過去の履歴や季節などのデータを参照して、今日のおすすめメニューを提案してくれます。AI 機能は進化の過程にあると思いますが、将来的には、「献立を考える」という作業の負担も減らしてくれるかもしれません。

おわりに

人口が減り共働き世帯が増えている日本では、生産性革命は、仕事だけではなく家庭でも求められています。うちは専業主婦だから大丈夫だと思う人もいるかもしれませんが、専業主婦は休みがゼロであり自分の時間がなく逆に大変だ、仕事をしている方が楽だ、という意見もあります。仕事だけではなく、家事についても生産性の向上は、現代の大きな課題と言って良いのではないのでしょうか。

ホットクックが利用者に評価されるのは、时间短と同時に、健康的でおいしい食事が家庭でできる、という点にあるようです。仕事でも家庭でも、生産性改革のポイントは、やはり、単に時間が短くなるだけでなく、アウトプットの質も向上するという点にあるのだと思います。

組織階層別財務諸表のススメ

はじめに

「いつも、仕訳明細照会をエクセルに出力して、ピボットして部門長に送付する業務が面倒なんですよ」

サポート対応がひと段落して、近況をお話されている時に、ユーザ様から聞いた言葉でした。

何故、ピボットする事が必要？

「組織別財務諸表」を利用せず、仕訳明細照会からエクセルを出力して、しかもピボットを利用して作成しているかの理由を紐といていくと、“入力組織”と“管理組織”の単位が、導入当初と異なっていることがわかりました。

Plaza-i 導入時は、基幹側の入力組織の単位と管理会計の組織の単位は同じでした。

つまり売上伝票に“販売課”と入力したら、管理会計上でも“販売課”で利益を確認できれば要望を満たせており、売上組織が売上仕訳明細の組織になる事から、仕訳明細の組織の単位で横展開する「組織別財務諸表」のみの利用で問題ありませんでした。

月日は流れ従業員が多くなり、それに伴って、組織体系の階層が深くなりました。以前の“販売課”が“販売 1 課”と“販売 2 課”のように

細かくなりました。但し、管理会計では、以前と同じ階層で管理したい、つまり、“販売課”という単位で確認したいという要望でした。

仕訳明細の組織を横展開する「組織別財務諸表」だと“販売 1 課・販売 2 課”とデータを集計するので細かすぎます。よって、仕訳明細照会をエクセルに落とし、“販売 1 課・販売 2 課”を“販売課”にして手動で部門別損益計算書を作成されていました。

組織単位が違う場合は・・・

仕訳明細上の組織と、管理したい組織の単位が異なる場合、Plaza-i では「組織階層別財務諸表」を利用をお奨めしております。

「組織階層別財務諸表」は、組織コード順に単純に横展開した組織別財務諸表でなく、任意の複数の組織を集計して表現する事が可能です。

つまり、部レベルの組織体系や課レベルの組織体系で組織別財務諸表を出力することが出来ます。

また、組織階層別財務諸表で表現する組織体系はいくつも登録可能ですので、今期の組織体系に基づき、過去の組織コードを出力したい各コラムの内容として定義することにより、過年度の会計期間を指定しても、今期の組織体系で財務諸表を出力することも出来ます。

セットアップして試してみましよう

「組織階層別財務諸表」を利用するには、階層構造定義マスターの設定が必要です（詳細なセットアップ方法は、ユーザズガイド、USR、セットアップ(章)、階層構造定義マスター(節)をご覧ください)。

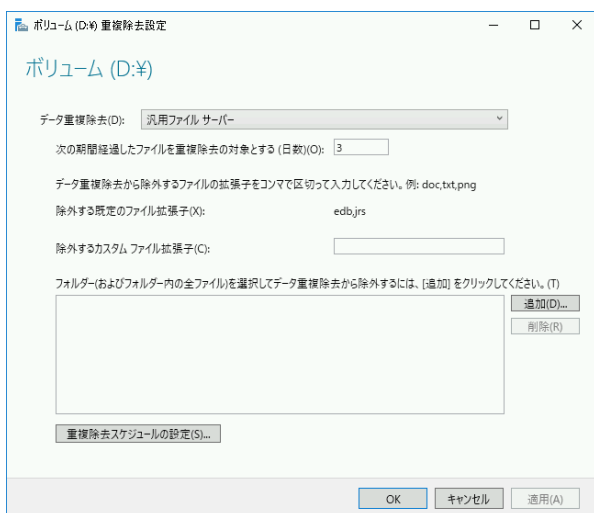
Plaza-i のマスターのセットアップは、取引データが作成される前、つまり、入力する前に適切にセットアップしておくべきですが、階層構造定義マスターは、組織階層別財務諸表を出力する度に、組織階層別の横コラムを階層構造定義マスターより決定する構造ですので、セットアップが間違っただけからといってデータが壊れる類のマスターではありません。

是非、セットアップを行い、どのような組織階層別財務諸表を出力されるか体験して頂ければと思います。

Windows Server 重複除去機能について

Windows2012以降からデータ重複除去機能が追加されました。データ重複除去機能とは簡単に言うとデータの重なる部分を見つけて纏め、効率的にディスク容量を使用することができます。データ重複除去機能はデータ用のNTFSボリュームでサポートされます。主にNASやファイルサーバなどの大容量ディスクを必要とする環境で一般的に使用されます。ZIP圧縮やNTFS圧縮よりもはるかに圧縮率が高く、最大で50%以上のディスク領域の節約を行うことができます。2016からは機能が追加され最適化処理が向上されたことや、最大で64TBまでボリュームの重複除去がサポートされるまでになりました。実際にどの程度圧縮されるのか、またサーバへの負荷はどの程度か検証を今回行いました。

設定自体は容易に行うことができます。役割の追加→ファイルサービスから「データ重複除去」を追加し、ボリュームを作成した上で適用したいボリュームにデータ重複除去のタイプを選択します。一般的なファイルサーバで使用する場合には汎用ファイルサーバを選択します。次に対象とする期間を設定します。また除外したい、拡張子やフォルダを登録することで除外対象から外すことが可能です。



どの程度圧縮されるか確認したところ、約75%程度の除去率を記録することができました。弊社がテストしたのは主にPlaza-iのデータで数年分保管し検証いたしました。保存されるデータや種類によって結果は異なりますが、いずれにしても今回の結果から高い圧縮率を記録す

ることができるかとみて取ることができます。なお今回は使用していませんが、事前に容量を見積もることができるddpeval.exeコマンドも提供されております。

ボリューム	状態	ファイルシステム	プロビジョニング	容量	空き領域	重複除去率	重複除去による節約量	使用率
*?Volume[1]...	Recovery	固定		300 MB	58.3 MB			
C:	System	固定		119 GB	95.8 GB			
D:	ボリューム	固定		5.28 TB	4.17 TB	75%	3.44 TB	
*?Volume[d]...	固定			450 MB	110 MB			

最適化処理はバックグラウンドで行われるため、ユーザが意識することはありません。実際にファイルサーバとして使用する分には機能の劣化はほぼないとみて取れます。

ARCserveなどのバックアップソフトウェアでバックアップを行うことが可能です。ただし、バックアップソフトウェアによっては非対応の可能性もあるため、詳細は各メーカーに確認する必要があります。メリットばかりの機能ですが、デメリットとしては、リストアする際に容量を見積もることが困難な点が上げられます。実際のバックアップデータよりも、十分なディスクを用意しリストアを行う必要があります。

ファイルサーバ以外で使用する用途のサーバ、特にレスポンスを重視する基幹サーバなどには極力避けた方が無難です。近年、ファイルサーバをクラウドに移行する流れではありますが、コストを抑え容量を効率的に使用したい会社には有効な技術であるといえます。またクラウドの二次バックアップ先として使用する運用も考えられる使用方法と上げられます。Windows Server 2008 R2のサポート期限もうじき1年を残すのみとなりました。ファイルサーバのリプレースをご検討されておりましたら、検討材料の一つとして加えて頂ければと存じます。弊社からもNAS装置などのご提案が可能ですので、必要があれば技術サポート部までご用命ください。必要であれば情報等をご提供、ご提案させていただきます。(技術サポート部：内線73)

Plaza-i 機能ご紹介 施工プロジェクト機能

はじめに

今回は物販を扱う SOE 販売管理システムから施工プロジェクト機能をご紹介します。こちらは、PRJ プロジェクト管理システムで発生した原価を販売管理システムへ連動できる機能で、販売管理システムで商品の納品だけではなく、導入、据付の原価管理を詳細に行うことができます。

原価を詳細に管理する

これまで販売管理システムで受注伝票などの明細の原価の積上げの方法としては、受注伝票の調達指示を展開してからの仕入、在庫から引当により仕掛の投入を行い、仕掛から完成品を計上して売上原価とする機能がありました。

施工プロジェクト機能では調達指示からの入力を行わず、プロジェクト管理システムから実行予算を作成し、実行予算のタスク明細の単位で原価を連動させます。

連動する原価

実行予算のタスク明細は受注伝票の商品集計と実行予算のタスク集計を連動させ作成します。タスク集計の設定の方法で、社内人件費もしくは外部費用(外部発注、資材投入、諸経費)に分けます。社内人件費は作業者が業務日報もしくはタイムレポートを入力し、作成するプロジェクト取引と連携します。原価金額は、事前に設定した原価単価×時間で算出します。外部費用については、外注を行う場合に発注伝票を作成する外部発注、入在庫依頼を利用してパーツ等作業に必要な資材を在庫から投入する資材投入、仕入付随費用から諸経費を入力し、受注伝票に原価として取り込むことも可能です。

外部帳票への対応

受注明細ごとに社内人件費、外部発注、資材投入、諸経費を設定しますが、お客様への見積書や請求書には細かい内訳を表示させずに1行にまとめて出力したい、という場合には、セット品入力機能を利用して、1行でまとめること

も可能です。また、セット品入力で入力したいいわゆる親行(タイトル)と社内人件費などの子行(内訳)を出力することも可能です。

機能を発揮できる業態

商品の販売だけではなく、設置、据付など作業まで行う業態で効果を発揮します。

機械等の設計・据付工事のように、機械の販売だけではなく、自社で設置や据付けを行うという業務が挙げられます。例えば、工場のラインを構成する機械を納品後に据付作業を行う、IT分野であれば、サーバなどハードだけではなく、ソフトウェアの納品や、セットアップの作業まで行う場合の原価管理が挙げられます。後述のプロジェクト管理を単独で使うかどうかにも関連しますが、作業タスクが定型化しており、かつなるべく少ないということが望ましいです。

プロジェクト管理を単独で使う場合

PRJ プロジェクト管理システムにも売上計上、請求作成等、販売に関連する機能がありますが、使い分けについて紹介します。施工プロジェクト機能は受注明細ごとに実行予算のタスク明細を作成しますので、作業に関するタスクが多い場合はその分受注明細が増えますので、受注明細が多くなり、販売側の管理が煩雑になる恐れがあります。受注明細と実行予算のタスクが一对多となる、実行予算のタスクの数が多い、という場合はプロジェクト管理システムのみで管理した方が管理しやすいです。また、施工プロジェクト機能は明細ごとに入在庫確認を行うことによって計上を行い、分納はできません。つまり、明細ごとの完成基準となりますので、進行基準で計上する場合は、プロジェクト管理システムのみでの管理となります。

終わりに

今回は施工プロジェクト機能をご紹介します。これまで受発注や原価の内訳を詳細に管理したい。といったこともまずは弊社サポートにご相談下さい。

ここでご紹介させて頂いた機能の利用の検討はもちろん、様々なプランをご提案させて頂きます。

Plaza-i 機能ご紹介

商品マスター外部データ取込

はじめに

V2.01.58 (2018年5月リリース) で新たに追加された、商品マスター、及び関連マスターの外部データ取込機能をご紹介します。

今回ご紹介する取込機能を利用することで、USR データ受入での一括取込に比べて、安全かつ効率的なデータ取込が可能となります。

商品マスターの取込

受注伝票外部データ取込や得意先マスター外部データ取込等と同様に、CSV ファイル、Excel ファイル等からデータを一括で取り込みます。

商品マスターは取込すべき項目(フィールド)が非常に多いマスターですが、商品管理区分マスターにデフォルト値を登録しておくことで、取込ファイルの定義をシンプルに保ちます。

取り込むデータの中に Plaza-i に登録済みの商品がある場合、システムは外部データの値でマスターを更新するかどうかを選択可能です。

また、取り込むデータの中に同じ商品が重複している場合も、システムは事前にチェックを行います。

関連マスターの同時取込

商品マスターの取込と同時に、調達商品ファシリティマスター、商品単価マスター、商品拡張情報マスターも同時に取り込むことが可能です。

調達商品ファシリティマスターは、商品マスターと同様に、デフォルト値を事前に登録しておくことで、調達先取引先(仕入先)、購買担当者等、各商品によって異なる項目のみ、外部ファイルから取込を行います。

新しい商品の登録だけでなく、登録済みの商品の単価改定も1回の取込で同時に行うことができます。

商品の画像や仕様、用尺情報等、プライスリストやカタログに記載する商品の拡張情報も商

品マスターの一部として、同時に取り込むことが可能です。

ジョブスケジュールによる夜間取込

以上の機能は、他の多くの取込機能と同様に、Plaza-i のメニューから取込みを行うだけでなく、Oracle スケジューラジョブによる夜間自動取込に対応しています。

おわりに

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当(内線 72)へお問合せください。

Plaza-i 消費税改正に向けて (2019年10月10%施行予定)2

はじめに

いよいよ1年後、2019年10月より消費税10%・軽減税率制度が施行されます。

2018年5月 NL Vol.183 では「Plaza-i 消費税改正に向けて(2019年10月10%施行予定)」というタイトル(以下、「前月号」)で、経過措置対象外となっている保守契約ビジネス(Plaza-i サービス業販売管理システム)を例に紹介しました。

前月号を少し振り返りながら、1年後に控えた2019年10月消費税改正、さらにその次に控えた2023年10月適格請求書等保存方式(インボイス方式)への準備に向けて、国税庁の公開資料などを参考にご案内します。

概要

●前月号より施行前チェックの振り返り

保守契約ビジネス(主に Plaza-i サービス業販売管理システムを利用している場合)の運用では、以下のような方針を事前にチェックし決定しておく必要があります。

- ①未請求分契約に対する新税率請求書発行方針
- ②請求済契約に対する消費税差額の請求方針
- ③消費税差額請求する場合の会計処理方針
- ④消費税差額請求しない場合の会計処理方針
- ⑤消費税差額更新時期
- ⑥新税率のマスター登録時期(消費税率マスタ)

⑦その他処理手順

- ・消費税差額の請求書発行処理手順？
- ・消費税差額の会計処理手順？
- ・消費税改正に向けたロードマップ？

など。

詳細については、[前回号](#)をご参照下さい。

●2023年10月も視野に計画しましょう。

★請求書記載事項の比較

記載事項	請求書の様式		
	現行 請求書等 保存方式	区分記載 請求書等 保存方式	適格請求 書等保存 方式
①請求書発行者の氏名 又は名称	○	○	○
②取引年月日	○	○	○
③取引内容	○	○	○
④取引金額	○	○	○
⑤請求書受領者の氏名 又は名称	○	○	○
⑥軽減税率の対象品目 である旨		●	○
⑦税率毎に合計した対 価の額及び適用税率		● 税込	○ 税抜 又は税込
⑧税率毎に合計した消 費税額			●
⑨適格請求書発行事業 者の登録番号			●

★施行スケジュールの比較

請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)
税率 8.0% (消費税率6.3%、地方消費税1.7%)	軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税1.76%) 標準税率 10.0% (消費税率7.6%、地方消費税2.2%)	
請求書等 ・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引内容 ・対価の額(税込) ・受領者の氏名又は名称	請求書の記載事項 左記に加え ①軽減対象資産の課税等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税 資産の課税等の対価の額(税込) ※ 上記①②は交付を受けた事業者 の選択可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産 の課税等の対価の額」は税込価格又は税込 価格
交付義務なし・税込価格等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		交付義務あり・税込価格等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
帳簿及び請求書等の保存 が要件 ※ 免税事業者からの仕 入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等 (交付を受けた事業者が追記 した区分記載請求書を含む) の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税 額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 平成35年10月～平成36年9月 80%控除等 平成36年10月～平成41年9月 50%控除等
仕入税額控 除の要件 せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可 中低価格売上の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕 入税額控除可 3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		一定の要件の下、販売者等により交付さ れた適格請求書による仕入税額控除可 請求書等の交付を受けることが困難な一 定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額 控除可 原則として、3万円未満の取引も適格請求 書等の保存が必要
適格請求書発行 事業者登録制度		平成33年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算 取引価格からの 「割戻し計算」	税率ごとの取引価格からの 「割戻し計算」	・税率ごとの取引価格からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「繰上げ計算」 のいずれかの方法によることが可
売上税額 の計算の 特例 (Ⅰ)	軽減税率対象売上げの みなし計算 (4年間)	
仕入税額 の計算の 特例 (Ⅱ)	軽減税率対象仕入れの みなし計算 (1年間) 簡易課税制度の届出の特例 (1年間)	

→詳細はこちら (出展: 国税庁 消費税軽減
税率制度の手引き 平成30年8月版6頁)

★2023年10月からの適格請求書発行事業者に
なるための登録手順について

② 適格請求書発行事業者となるための登録手順

平成35年10月1日以前、免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができません。免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者となる必要があります**が、平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

1 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の場合 (経過措置の適用がある場合)
(例) 12月決算の法人で、平成35年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合
※ この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は**必要ありません**。
また、登録日以降は課税事業者となるため、**消費税の申告が必要になります**。

平成34年12月期	平成35年12月期	平成36年12月期
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

2 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の登録期間以降の場合
(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成36年1月1日から登録を受ける場合
※ この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要**となります。

平成34年12月期	平成35年12月期	平成36年12月期
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

→詳細はこちら（出展：国税庁 消費税軽減税率制度の手引き 平成30年8月版64頁）

★帳簿及び請求書等の記載事項の比較

請求書等保存方式 (従行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成30年10月～)																																																																								
<p>帳簿の記載事項</p> <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <tr><th>XX年</th><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>借方</th></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td>△△商事㈱ 11月分日用品及び資料品</td><td>129,600</td></tr> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p>	XX年	月	日	摘要	借方	11	30		△△商事㈱ 11月分日用品及び資料品	129,600	<p>区分記載請求書等保存方式</p> <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <tr><th>XX年</th><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>借方</th></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td>△△商事㈱ 11月分日用品</td><td>88,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td>11月分「消費税」</td><td>43,200</td></tr> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、軽減対象資産の譲渡等に係るものがある旨を記載します。</p>	XX年	月	日	摘要	借方	11	30		△△商事㈱ 11月分日用品	88,000	11	30		11月分「消費税」	43,200	<p>適格請求書等保存方式</p> <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <tr><th>XX年</th><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>借方</th></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td>△△商事㈱ 11月分日用品</td><td>88,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td>△△商事㈱ 11月分「消費税」</td><td>43,200</td></tr> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p>	XX年	月	日	摘要	借方	11	30		△△商事㈱ 11月分日用品	88,000	11	30		△△商事㈱ 11月分「消費税」	43,200																																
XX年	月	日	摘要	借方																																																																						
11	30		△△商事㈱ 11月分日用品及び資料品	129,600																																																																						
XX年	月	日	摘要	借方																																																																						
11	30		△△商事㈱ 11月分日用品	88,000																																																																						
11	30		11月分「消費税」	43,200																																																																						
XX年	月	日	摘要	借方																																																																						
11	30		△△商事㈱ 11月分日用品	88,000																																																																						
11	30		△△商事㈱ 11月分「消費税」	43,200																																																																						
<p>請求書等の記載事項</p> <p>請求書</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">XX年11月30日</th></tr> <tr><td>11月分</td><td>129,600円</td><td>(税込)</td></tr> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛乳</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>「ヤマダ」</td><td>2,160円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>129,600円</td></tr> </table> <p>△△商事㈱</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額(税込) ⑤受領の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	XX年11月30日			11月分	129,600円	(税込)	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,400円	11/1	牛乳	10,800円	11/2	「ヤマダ」	2,160円	合計		129,600円	<p>請求書</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">XX年11月30日</th></tr> <tr><td>11月分</td><td>131,200円</td><td>(税込)</td></tr> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛乳</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>「ヤマダ」</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>131,200円</td></tr> </table> <p>10%対象 88,000円 8%対象 43,200円</p> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱</p> <p>①課税対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した対価の額(税込) ※ ①及び②の追加記載事項は受領者の追記可</p>	XX年11月30日			11月分	131,200円	(税込)	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,400円	11/1	牛乳	10,800円	11/2	「ヤマダ」	2,000円	合計		131,200円	<p>請求書</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">XX年11月30日</th></tr> <tr><td>11月分</td><td>131,200円</td><td>(税込)</td></tr> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛乳</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>「ヤマダ」</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>131,200円</td></tr> </table> <p>10%対象 88,000円 消費税 8,000円 8%対象 43,200円 消費税 3,200円</p> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱</p> <p>①登録番号 ※ 税率ごとの消費税額及び適用税率、税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込で記載します。</p>	XX年11月30日			11月分	131,200円	(税込)	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,000円	11/1	牛乳	10,000円	11/2	「ヤマダ」	2,000円	合計		131,200円
XX年11月30日																																																																										
11月分	129,600円	(税込)																																																																								
日付	品名	金額																																																																								
11/1	小麦粉	5,400円																																																																								
11/1	牛乳	10,800円																																																																								
11/2	「ヤマダ」	2,160円																																																																								
...																																																																								
合計		129,600円																																																																								
XX年11月30日																																																																										
11月分	131,200円	(税込)																																																																								
日付	品名	金額																																																																								
11/1	小麦粉	5,400円																																																																								
11/1	牛乳	10,800円																																																																								
11/2	「ヤマダ」	2,000円																																																																								
...																																																																								
合計		131,200円																																																																								
XX年11月30日																																																																										
11月分	131,200円	(税込)																																																																								
日付	品名	金額																																																																								
11/1	小麦粉	5,000円																																																																								
11/1	牛乳	10,000円																																																																								
11/2	「ヤマダ」	2,000円																																																																								
...																																																																								
合計		131,200円																																																																								

→詳細はこちら（出展：国税庁 消費税軽減税率制度の手引き 平成30年8月版65頁）

★軽減税率制度への対応に向けて次のチェックをしてみましょう。

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々には準備が必要となりますので、次の項目を参考に yourselves でご確認ください。

ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

→詳細はこちら（出典：国税庁 軽減税率制度への対応には準備が必要です！（リーフレット） 平成30年7月版4頁）

おわりに

2019年10月消費税率10%・軽減税率制度の施行（Do 実行）まで、後1年となりました。前回8%時の対応を振り返り（Check 評価→Action 改善）、余裕をもって準備（Plan 計画）されることをお勧めします。本件に関するご意見、ご相談などございましたら、是非弊社サポート担当もしくは弊社 HP からお問い合わせ下さい。

尚、税法上の判断は、貴社内もしくは貴社顧問税理士にご相談の上、決定していただく性質のものであることを、ご了承下さい。

出典：国税庁 <https://www.nta.go.jp/>

最新の Plaza-i バージョン情報

平成30年11月20日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.61.06

国内投資(賃上げ・設備投資) の加速化に向けて

現在、法人税では中小企業者等^(注1)以外の法人(大法人)で国内投資(賃上げ・設備投資)に積極的な法人とそうでない法人に対し、アメとムチの税制が存在します。

〈賃上げ及び投資促進税制〉

アメにあたる税制の代表例は賃上げ及び投資促進税制(所得拡大促進税制の改組)です。

青色申告書を提出する大法人は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者の給与について、下記①及び②の要件を満たすことで、給与増加額の15%(教育訓練費等の人材投資を増加させた場合には、20%)相当額(法人税額の20%を限度)の税額控除が認められます。

要件

①継続雇用者給与等支給額^(注2)が継続雇用者比較給与等支給額^(注3)よりも3%以上増加していること(賃金要件)

②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること(設備投資要件)

大法人に対する本税制は、以前の所得拡大促進税制に設備投資要件が加わったイメージとなります。なお、以前の控除割合は10%でしたが、15%(又は20%)へ割合が増加しました。

〈研究開発税制〉

一方、ムチにあたる税制の代表例は研究開発税制(試験研究を行った場合の税額控除制度)です。

青色申告書を提出する大法人は試験研究費の増減率に応じて、試験研究費の総額の6%から10%相当額(法人税額の25%を限度)の税額控除が認められます。

以前は青色申告書の提出さえあれば適用が可能でしたが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、下記①又は②のいずれかの要件を満たさない限り、大法人は税額控除が適用できないことになりました。

要件

①継続雇用者給与等支給額^(注2)が継続雇用者比較給与等支給額^(注3)を超えること(賃金要件)

②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること(設備投資要件)

なお、適用事業年度の所得の金額が前期の所得の金額以下の事業年度にあつては、上記の要件を満たす必要はありません。ただし、所得が拡大している状況において、賃上げや設備投資に積極的でない大法人については、今までほぼ無条件で認められていた試験研究費の税額控除が適用できないことになりました。

〈終わりに〉

大法人向けのアメとムチの税制は、平成30年度税制改正において創設されました。創設の趣旨は、大法人に対して企業収益の増加を生産性向上のための設備投資や人材投資に向かわせ、持続的な賃上げを税制から後押しするためのものと言えます。時限的な税制で経済の好循環を作り出すことができるでしょうか・・・

〈用語の解説〉

(注1) 中小企業者等とは資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人(大規模法人の子会社、一定の関連会社は除く)をいいます。

※大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人等をいいます。

(注2) 継続雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度及び前事業年度の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険法の一般被保険者に限られ、一定の高年齢者を除くこととされています。)に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

(注3) 継続雇用者比較給与等支給額とは、法人の適用年度の前事業年度の給与等の支給額をいいます。

所得税の確定申告

1. はじめに

今年も残すところ1ヵ月となり、所得税確定申告の時期も近づいてきましたので、今回の申告より変更された制度と近年変更されものでまだ馴染みの薄いと思われる制度をご紹介します。

2. H30年分の申告より適用される制度

①配偶者控除、配偶者特別控除の見直し

平成29年度改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、本年より適用されています。

従来、給与所得者の収入金額に制限はありませんでしたが、本年からは1,220万円を超える場合の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用がなくなりました。

配偶者特別控除の控除は、対象となる配偶者(給与所得者)の収入金額が従来は103万円超141万円以下でしたが、改正により103万円超201万円以下となりました。

②e-TAX手続き簡略化

e-TAXによる電子申告について従来のマイナンバーカードの取得をし、利用開始届出書を提出の上、ID・パスワードを取得して申告書の提出を行っていましたが、マイナンバーカードとICカードリーダーで申告書を提出できるようになりました。

また、マイナンバーカードが無くても税務署で職員の対面により本人確認により交付を受けたe-TAX用のID・パスワードを用いて申告書の作成・送信ができる様になり、スマートフォンで申告まで行えるようになります。

3. 既に適用されている制度

①医療費控除の提出書類の簡略化

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合に、「医療費控除の明細書」を提出することにより、医療費の領収書の提出又は提示は不要となりました。経過措置として平成31年分の確定申告までは、従来通り領収書の提出又は提示によることもできます。

なお、明細書は国税庁のHPの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

②セルフメディケーション税制

平成29年の確定申告より「セルフメディケーション税制」が始まっています。

「セルフメディケーション税制」とは、スイッチOTC医薬品の購入が12,000円を超えた場合、超えた部分(上限88,000円)に対して、医療費が10万円を超えない場合においても医療費控除が受けられる制度です。

この制度は、健康の保持増進及び疾病の予防として「一定の取り組みを行っている者」を対象としていますが、勤務先で実施されている定期健康診断の受診で要件を満たすため大半の方が該当していると思われます。

③上場株式等の譲渡所得と配当所得における所得税と住民税の課税方式の選択

上場株式等の譲渡所得について、申告不要制度、申告分離課税、総合課税(配当所得のみ)のいずれかの課税方式を選択した上で、所得税で選択した方式が住民税でも適用される運用となっていました。平成29年度の税制改正により、平成29年分の確定申告から所得税の確定申告書とは別に住民税の確定申告書を提出することで、所得税と住民税で異なる課税方式の選択ができる様になりました。これにより、

- ・ 配当所得について、年金生活者などで課税所得金額が少額な方は、所得

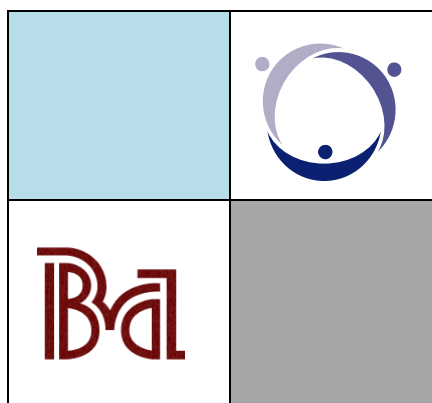
税で総合課税を選択し配当控除を受け、住民税は申告不要制度を選択することにより、従来申告することによって課されていた10%の住民税が、源泉徴収される5%となり納税額を少なくできる可能性があります。

- ・ 給与所得者以外の国民健康保険・後期高齢者の被保険者については、上場株式等の譲渡所得・配当所得について、所得税は申告分離課税(損益通算等)、住民税は申告不要制度を選択することで、住民税の申告を基に算出される国民健康保険料なども増加せず税金以外のメリットを受けることができる可能性があります。

4. おわりに

税の世界においてもペーパーレス化、電子化の動きが取り入れられつつあります。納税者にとっては年一回のことですので慣れることは無いかも知れませんが、スマートフォンで完結できる点など手軽になりつつあります。

今回、確定申告によって税の恩恵が受けられる方が拡大しましたので、対象となる方は是非節税を図ってみてはいかがでしょうか。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>